

令和4年度  
都道府県・政令指定都市  
犯罪被害者等施策主管課室長会議

# 地方公共団体における犯罪被害者等支援

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

# 第4次犯罪被害者等基本計画

- 犯罪被害者等基本法に基づき、令和3年4月から5か年の政府全体の犯罪被害者等施策を取りまとめたもの（計279の施策）
- 4つの基本方針
  - ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
  - ② 個々の事情に応じて適切に行われること
  - ③ 途切れることなく行われること
  - ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

課題：犯罪被害者等への中長期的な支援



**地方公共団体における犯罪被害者等支援が重要なポイント**

地方公共団体の責務（基本法第5条）：地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

# 総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

【施策番号166】

警察において

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例（特化条例）等の制定状況等について情報提供を行う
- 条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う

## 取組

- メールマガジン、警察庁ウェブサイトの「条例の小窓」により、条例制定状況等の情報提供
- 都道府県警察に対し、検討等に資する協力を指示

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定数  
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	21 (44.7%)	32 (68.1%)
政令指定都市 (20)	7 (35.0%)	8 (40.0%)
市区町村 (1,721)	326 (18.9%)	384 (22.3%)

犯罪被害者等に関する条例の制定数  
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	37 (78.7%)	43 (91.5%)
政令指定都市 (20)	12 (60.0%)	13 (65.0%)
市区町村 (1,721)	558 (32.4%)	623 (36.2%)

# 総合的対応窓口等の周知の促進 【施策番号167】

警察庁において

- ウェブサイト、ポスター、リーフレット、SNS等を活用した広報の充実に努める
- ウェブサイトの充実等により総合的対応窓口等を周知するよう、地方公共団体に対して要請する

## 取組

- 警察庁ウェブサイトにより、総合的対応窓口等の情報提供
- 広報啓発物の配布



総合的対応窓口広報啓発用ボールペン  
及びウェットティッシュ



総合的対応窓口案内用ミニのぼり



# 総合的対応窓口等の充実の促進等

【施策番号168～171】

警察庁において

## 【施策番号168】 総合的対応窓口等の充実の促進

- 総合的対応窓口等における好事例や先進的・意欲的な取組事例等を提供する

## 【施策番号169】 専門職の活用、連携・協力の一層の充実・強化

- 専門職の活用を働き掛ける
- 総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請する

## 【施策番号170】 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

- 都道府県による市区町村の支援担当者を集めた研修の実施等に協力する
- 地方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備え、地方公共団体における支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備する

## 【施策番号171】 職員等の育成及び意識の向上

- 地方公共団体の職員等を対象とする講演会を開催する
- 支援に関する最新の情報や資料を提供する

### 取組

- メールマガジンにより、参考となる事例等を紹介
- 警察庁ウェブサイトにより、コンタクト・ポイント一覧等の情報提供
- 総合的推進事業

専門職の配置数（各年4月1日現在）

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	9 (19.1%)	11 (23.4%)
政令指定都市 (20)	5 (25.0%)	6 (30.0%)
市区町村 (1,721)	89 (5.2%)	89 (5.2%)

## 総合的推進事業

- 地方公共団体（都道府県・政令指定都市）と共催で、犯罪被害者等支援体制の更なる底上げを図るとともに、地域間連携を促進するための事業

### 《これまでの事業例》

- ・ 犯罪被害者等支援ハンドブックや支援ノート作成
- ・ 相談対応研修、重大事案発生時の対応力強化演習
- ・ 総合的対応窓口の広報ツールの作成
- ・ 研修用、教育用のeラーニングツールの作成

### 《開催状況》

令和3年度：滋賀県、京都府、徳島県、高知県で開催

令和4年度：埼玉県、長野県、福岡県、鹿児島県で開催予定



令和3年度における総合的推進事業

## 留意点

- 支援に当たっては
  - ・ 性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援の充実
  - ・ 障害者、性的マイノリティ、犯罪被害者の兄弟姉妹等、個々の事情に一層配慮した支援

# 見舞金制度等の導入促進 【施策番号17】

警察庁において

- 見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請する

## 取組

- 警察庁ウェブサイトにより、見舞金制度等の導入状況等の情報提供

見舞金制度の導入状況  
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	2 (4.3%)	8 (17.0%)
政令指定都市 (20)	5 (25.0%)	9 (45.0%)
市区町村 (1,721)	303 (17.6%)	377 (21.9%)

貸付金制度の導入状況  
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	3 (6.4%)	3 (6.4%)
政令指定都市 (20)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村 (1,721)	11 (0.6%)	10 (0.6%)

# 被害直後及び中期的な居住場所の確保等 【施策番号20～24・30】

## 【施策番号20～24】

国土交通省において

- 地域の実情等を踏まえた公営住宅への優先入居や目的外使用の取扱いの推進を図る

など

## 【施策番号30】

警察庁において

- 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切になされるよう、地方公共団体に対する啓発・情報提供を行う

公営住宅等への優先的入居等の導入数  
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	46 (97.9%)	47 (100.0%)
政令指定都市 (20)	17 (85.0%)	18 (90.0%)
市区町村 (1,721)	371 (21.6%)	428 (24.9%)



# 犯罪被害者週間事業

【施策番号258】

犯罪被害者週間：11月25日～12月1日

警察庁において

- 関係府省庁等の協力を得て、広報啓発活動を集中的に実施する
  - ・ 中央イベント（警察庁主催）
  - ・ 地方大会（地方公共団体と共催、令和4年度は川崎市を予定）
- 地方公共団体に対し、広報啓発活動の実施を要請する

～犯罪被害者等を社会全体で支えていく取組を～

標語（最優秀賞）

令和3年度 「とどけよう やさしいところ おもいやり」  
令和2年度 「小さな勇気 きっとだれかの 大きな支え」  
令和元年度 「支えあい 勇気をだして 私から」



令和3年度犯罪被害者週間 中央イベント



令和3年度犯罪被害者週間 新潟大会

# 緊密な連携・協力による取組の一層の強化

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、  
全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で適切に支援を  
受けることができる支援体制の構築が必要



国、地方公共団体、関係機関、民間団体等が  
緊密に連携・協力し、取組の一層の強化を



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」